

内 部 統 制 報 告 書

(金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく報告書)

平 成 26 年 度

(第91期)

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

四国電力株式会社

香川県高松市丸の内2番5号

第91期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

内 部 統 制 報 告 書

本書は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を利用して平成27年6月26日に提出したデータに、頁を付して出力・印刷したものであります。

四国電力株式会社

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	四国電力株式会社
【英訳名】	Shikoku Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐伯 勇 人
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	香川県高松市丸の内2番5号
【縦覧に供する場所】	四国電力株式会社 徳島支店 (徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地) 四国電力株式会社 池田支店 (徳島県三好市池田町シマ930番地3) 四国電力株式会社 高知支店 (高知県高知市本町4丁目1番11号) 四国電力株式会社 中村支店 (高知県四万十市中村大橋通6丁目9番21号) 四国電力株式会社 松山支店 (愛媛県松山市湊町6丁目6番地2) 四国電力株式会社 宇和島支店 (愛媛県宇和島市鶴島町1番28号) 四国電力株式会社 新居浜支店 (愛媛県新居浜市繁本町9番32号) 四国電力株式会社 高松支店 (香川県高松市亀井町7番地9) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の内、池田、中村、宇和島、新居浜、高松の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備え置きます。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長佐伯勇人は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として実施し、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社全9社を対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、持分法適用関連会社1社については、上場会社であることから、当該関連会社の財務報告に係る内部統制報告書（当該関連会社からの報告等を含む）を利用している。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高の3分の2を超えている当社の電気事業を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として電気事業営業収益、有形及び無形固定資産、核燃料、売掛金及びたな卸資産等に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成27年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。